

65歳以上の元気高齢者の方へ 介護支援サポーターを募集します

老人ホームやデイサービスなどの高齢者施設で、話し相手や掃除など施設に応じたお手伝い(サポーター活動)を行い、活動時間に応じてポイントを受け取ります(1時間100ポイント)。ポイントは、年度末に交付金として換金するか、寄付をすることができます。ご希望の方は、制度説明会と基礎研修会への参加が必要です。

＜制度説明会・基礎研修会＞

【日時】 6月27日(月)午後1時30分～4時

【会場】 亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)

【対象】 区内在住65歳以上で、介護保険サービスを利用していない方15人

【持ち物】 介護保険証

【申込方法】 電話かファクス(「介護支援サポーター」・住所・氏名・年齢・電話番号を記入)で、6月20日(月)午後5時まで(多数抽選)。

【申し込み・問い合わせ】 葛飾区社会福祉協議会
☎03-5698-2435 FAX03-5698-2513

【担当課】 地域包括ケア担当課

サポーターの受け入れを希望する高齢者施設の募集もしています。詳しくは、葛飾区社会福祉協議会へお問い合わせください。

65歳以上の方へ

令和4年度の介護保険料のお知らせを送付します

【担当課】 介護保険課 ☎03-5654-8249

令和4年度介護保険料特別徴収額決定通知書兼納入通知書を6月中旬に送付します

▶年金天引きの方・口座振替の方

決定通知書のみ送付します(窓口でのお支払いは不要のため、納付書は同封しません)。また、年金天引きの方は、ご希望があっても納付書や口座振替に変更することはできません。

▶10月から年金天引きとなる方

決定通知書と6月分～9月分の全納納付書および各月の納付書を送付します。

▶納付書でお支払いの方

決定通知書と6月分～令和5年3月分の全納納付書および各月の納付書を送付します。

70歳以上でシルバーパスを購入される方へ

決定通知書はシルバーパスを購入する際の確認書類の1つとなります。再発行はできませんので、大切に保管してください。

【問い合わせ】 (一社)東京バス協会シルバーパス専用電話
☎03-5308-6950

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方へ

主たる生計維持者の収入が、令和3年と比べて3割以上減少が見込まれる場合など、保険料が減額または免除できる場合があります。詳しくは、広報かつしかなどで改めてお知らせします。

シルバーピア住宅の入居者を募集します

緊急通報装置や手すりの設置など、日常生活に配慮した住宅です。住まいに困っている度合いの高い順に登録し、空き家が発生次第、順番に紹介します。

【対象】 次の全てに該当する65歳以上の方

▶単身世帯または60歳以上の同居親族がいる2人世帯の方(配偶者の場合はおおむね60歳以上)

▶区内に継続して3年以上住んでいる方

▶自立した生活ができる方(介護を受けながら自立した生活をしている方を含む)

▶前年の所得金額が、単身の場合は256万8,000円以下の方、2人世帯の場合は294万8,000円以下の方

▶立ち退きを求められている、または住宅が老朽化しているなどの理由でお困りの方(家賃滞納など本人に責任がある場合を除く)

▶暴力団員でない方

新型コロナウイルス感染症の影響による 後期高齢者医療保険料の減免

申請期限が近づいています
お早めにご相談ください

減免には申請が必要です。収入状況などを伺った上で、減免のご案内をしますので、事前にお問い合わせください。

【申請期限】 6月15日(水)(必着)

【対象の保険料】

原則、令和3年4月分～4年3月分の保険料

【対象の被保険者・減免額】

全額免除

新型コロナウイルス感染症で、同一世帯の主たる生計維持者が死亡した、または重篤な傷病を負った世帯

一部減額または全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入などが減少し、次の全てに該当する世帯

▶同一世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少額(保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額)が令和2年の当該事業収入などの金額の10分の3以上

▶同一世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得額が1,000万円以下

▶同一世帯の主たる生計維持者の減少した事業収入などに係る所得以外の令和2年の合計所得額が400万円以下

【申請・担当課】 国保年金課 ☎03-5654-8528

介護サービス利用者の 負担額軽減申請更新のお知らせ

介護保険施設または短期入所生活介護(ショートステイ)における食費・居住費等の負担額軽減の認定(負担限度額認定)を受けている方と、軽減事業を実施している事業者から介護サービスを利用した場合に利用者負担額等から軽減をした額で利用できる生計困難者等に対する利用者負担額軽減の認定を受けている方へ、更新のお知らせを6月中旬に送付します。

【更新受付期間】 6月30日(木)まで

【更新後の認定期間】

8月1日(月)～令和5年7月31日(月)まで

【申請・担当課】 介護保険課(区役所2階201番)

☎03-5654-8246

【募集住宅(予定)】

▶単身者向(1DK) 9戸 ▶2人世帯向(2DK) 2戸
入居登録者の登録期間は、令和5年1月31日(火)までです。

【使用料(月額)】

▶単身者向 1万3,300円～3万8,100円

▶2人世帯向 1万9,900円～6万円

いずれも所得金額によって変わります。

【申込方法】

6月6日(月)～13日(月)に住環境整備課で配布する申込用紙を、6月15日(水)(必着)までに郵送で。申込用紙は区ホームページからも取り出せます。

※立ち退きが理由の場合は、家主による立ち退き証明書が必要です。

【申込用紙配布・申し込み・担当課】

〒124-8555 葛飾区役所住環境整備課(区役所3階307番)

☎03-5654-8353